



**火災の影響で停止していた
第2リサイクルプラザが
12月下旬から稼働します**

総合環境センター第2リサイクルプラザは、12月下旬に復旧工事が完了し、稼働を開始する予定です。

第2リサイクルプラザは金属類の破碎を行う施設で、工事では火災の検知機能などの火災対策の強化と主要機器の更新などを行っています。

**充電式電池を
取り外しましょう**



充電式電池は、電子機器や小型家電などに内蔵されていて、破碎処理の過程で力が加わると発火する場合があります(上の写真)。

特に、リチウムイオン電池の混入を原因とする処理施設での火災が全国で急増しています。

充電式電池は取り外し、家電量販店などの回収協力店にお持ちください。回収協力店は、一般社団法人JBRCのホームページで確認できます(<https://www.jbrc.com/>)。

充電式電池以外の乾電池も、忘れずに取り外して分別するようお願いします。

*スマートフォンは、使用済み小型家電回収ボックスで回収を行っているほか、販売店でも回収している場合があります。また、加熱式電子たばこは、家庭ごみ(電池が外れない場合はそのまま)へ。

**高額医療費の申請は
確定申告の前にお願ひします**

問い合わせ)国保年金課☎(888)5630



世帯一か月の医療費自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると超えた分が払い戻しされる高額療養費制度があります。申請の際、窓口で必ず領収書原本を確認します。確定申告などで、領収書を提出する前に手続きをしてください。

【申請に必要なもの】▶国民健康保険被保険者証 ▶振込先の預金通帳(世帯主名義) ▶手続きされるかたの本人確認書類(運転免許証など) ▶世帯主および申請対象者のマイナンバー確認書類 ▶医療機関の領収書原本(申請受付後、受付印を押してお返しします)

【窓口(平日)】▶国保年金課(市役所1階) ▶各市民サービスセンター(中央・東部・南部別館を除く) ▶駅東サービスセンター ▶岩見三内・大正寺の各連絡所

■70歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

同一の医療機関での一か月の自己負担額の合計が21,000円を超えたものを合算します(院外処方を含む)。入院・外来・歯科は別々に計算します。

世帯区分	基礎控除後の 総所得金額	当該診療月以前12か月の高額療養費該当回数		適用区分
		1回目から3回目まで	4回目以降(※1)	
上位所得者	901万円超	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税 世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

■70歳以上のかたの自己負担限度額(月ごと)

個人ごとに、外来、調剤の自己負担額をすべて合算できます。

区分(市民税の課税・非課税別)・・・適用区分は高齢受給者証が限度額認定証でご確認を					
課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が3割のかた	現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01 <140,100円(※1)>	外来 +入院(世帯)	
		現役並みⅡ 課税所得 380万円以上	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01 <93,000円(※1)>		
		現役並みⅠ 課税所得 145万円以上	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01 <44,400円(※1)>		
非課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の欄が2割のかた(※2)	一般 課税所得 145万円未満	18,000円 <年間上限 144,000円>	外来 +入院(世帯)	
		認定証の適用区分Ⅱ	低Ⅱ	8,000円	24,600円
		認定証の適用区分Ⅰ	低Ⅰ	8,000円	15,000円

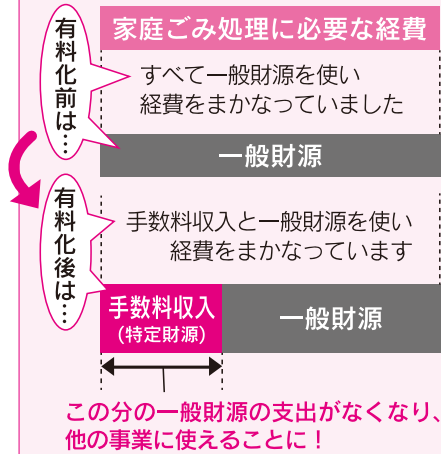
※1 = 過去12か月以内に世帯単位で4回以上自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担額限度額が下がります。

※2 = 世帯の70歳以上の国保加入者の収入合計額が520万円未満(1人世帯は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

令和元年度決算 家庭ごみ処理手数料 相当額編

問い合わせ)環境都市推進課
☎(888)5706

【手数料相当額のイメージ】



手数料相当額
(一般財源)



2分の1を施設整備費の積み立て(右表①)に、残りを家庭ごみ減量対策事業(右表②)とその他の環境対策事業(右表③)に使っています

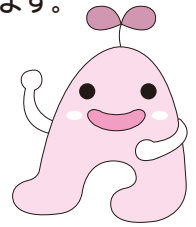
- ★令和元年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(資源化物・水銀含有ごみを除く)は509^gでした
- ★家庭ごみ処理手数料相当額や地域振興基金取り崩し分を活用した、地球温暖化対策事業の実施による令和元年度のCO₂削減効果は、2,918^tと試算しています
- ★手数料相当額の約半額を毎年積み立てている(右表①)一般廃棄物処理施設整備基金から、令和元年度は2億23万円を取り崩し、最終処分場の排水処理施設改修などの事業費に充当しました

各事業の詳細やこれまでの状況などは、市ホームページをご覧ください。◆広報ID番号 1026776

市では、市民のみなさんに家庭ごみ処理手数料を負担していただき、全額を家庭ごみ処理に必要な経費に充てています。

この手数料と同額の「手数料相当額」は、条例で使い道が定められていて、ごみ減量などの環境対策に活用することになっています。

次の世代の負担を減らし、私たちの美しい環境を未来に引き継ぐため、今後ご協力をお願いします。



- 家庭ごみ処理手数料収入(歳入) 4億6,041万4千円
- 手数料相当額を活用した事業など(歳出) 4億6,041万4千円

歳出の内訳(①+②+③)	
①総合環境センターの溶融炉改修などに備えた基金への積み立て	2億3,020万7千円
②家庭ごみ減量などの対策事業	1億2,559万6千円
ごみ集積所の設置や修繕費用などへの補助	738万3千円
コンポスターなどの購入費補助、食品ロス削減の取り組みなど	677万7千円
資源集団回収を行う団体への奨励金交付	1,359万6千円
資源化物の祝日収集	1,486万円
家庭から排出される古紙類回収の促進・支援	4,361万9千円
ごみ減量説明会・キャンペーン、ごみ減量アクションなどの開催	1,018万8千円
ごみ集積所のパトロールや現場調査・指導	242万9千円
不法投棄防止のパトロールなどの対策	1,176万円
家庭ごみ処理手数料収納管理など	1,498万4千円
③その他の環境対策事業	1億461万1千円
地球温暖化対策事業	
住宅用太陽光発電システムなどの導入費用補助	1,966万6千円
再生可能エネルギー施設のPR、情報発信	247万3千円
エネルギー使用状況の把握と分析による市有施設の効率的運用	2,129万円
市有4施設への省エネ設備導入による光熱費削減	831万6千円
環境配慮行動を促すスマホアプリの運用	622万4千円
森林資源を活用した炭焼き体験イベントを開催	21万9千円
地球温暖化対策実行計画の改定に向けた業務委託など	209万4千円
緑のカーテン写真コンテストやエコドライブ講習会などの実施	144万3千円
環境負荷の少ない電気自動車などを公用車として導入	42万6千円
公共施設などの照明灯のLED化	1,575万9千円
生活環境の保全に寄与する事業	
微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析	810万円
水銀含有ごみ収集・処分経費	1,860万1千円
地域振興基金取り崩し分(歳入と歳出の差額を後年度の事業費に活用するために積み立てていたもの)	8,473万4千円
公共施設の照明灯、防犯灯、道路照明灯などのLED化	2,580万7千円
中小企業などの省エネを促進する設備投資を支援	5,003万8千円
間伐や森林施業への支援、公園緑地整備による二酸化炭素吸収効果の向上	820万4千円
環境負荷の少ないハイブリッド車を公用車として導入	53万7千円
電気式生ごみ処理機の購入費補助(11月補正分)	14万8千円